

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和8年6月24日第35回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・中崎和行

中島秀人・中島真実・永浜三津子・鎌田正司・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・増野幸孝・平山信一郎

宮園隆行・八汐栄一

3. 欠席委員

森山昭市・梶原誠・上妻廣美

欠席推進委員

松原浩則・池山久志

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について

日程 第6 議案第4号 非農地証明願いについて

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和8年第35回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、6番森山委員、8番梶原委員、9番上妻委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、4番松原推進委員、7番池山推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番中島委員、11番中島委員を指名します。

日程第2,「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお願い致します。議案第1号, 農地法第3条申請について説明致します。所有権移転 件数2件, 筆数6筆, 面積50,180㎡ 地目は全て畑になります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査委員の12番永浜委員からの説明をお願いします。

(12番委員)はい。12番永浜です。議案第1号順位1について説明を致します。去る6月5日, 譲受人, ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字○○, 字○○○, 地番○○○○-○○, 地目山林, 現況畑, 面積○○,○○○㎡内○,○○○㎡が農地です。同字, 地番○○○○-○○, 地目畑, 面積○○,○○○㎡, 2筆合計で○○,○○○㎡です。譲渡人, 住所 中種子町○○○○○○番地, ○○○○さんです。譲受人, 住所 中種子町○○○○○○番地○, ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○さんです。申請理由は, 譲渡人が売買, 農業に従事することが困難になったため, 譲受人が売買, 相手方の要望です。売買価格は, 合計で○○○万円です。場所については, 3ページ左側をご覧ください。○○○の○○○から300m程行ったところを○○に向かいまして, 左側から100m程内に入った奥になります。調査の結果, 労働力, 農業機械は確保しており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど, よろしくお願い致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の12番永浜委員からの説明をお願いします。

(12番委員)はい, 12番永浜です。議案第1号順位2について説明を致します。去る6月5日, 譲受人, ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字○○, 字○○, 地番○○○-○○,○○○-○○, 地目畑, 面積2筆で○,○○○㎡。字○○, 地番○○○○-○○,○○○○-○○○, 地目畑, 面積2筆で○,○○○㎡。4筆合計で○,○○○㎡です。譲渡人住所, ○○○市○○○区○○○丁目○番○-○○○号, ○○○○さん。譲受人住所, 中種子町○○○○○○番地○, ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○さんです。申請理由は, 譲渡人が贈与, 島外在住のため管理不能, 譲受人が受贈, 相手方の要望です。譲渡人と譲受人の関係は, ○○です。譲渡人○○○○さんが, 島外に住所があるため管理が出来ず, 長年に渡って○○○○さんが管理をしてくれているということで, 受贈となりました。場所については, 3ページ右側をご覧ください。○○○-○○,○○は, ○○○○を○○○へ向かい

まして〇〇〇〇〇〇より50m手前のところを右側に行きますと、〇〇〇〇が広がっております。そこを100m程行ったところを左側奥に行ったところになります。また、〇〇〇〇-〇〇, 〇〇〇は、その〇〇〇〇の中の〇〇〇〇の〇〇〇があります。その反対側になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議のほど、宜しくお願い致します。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第1号、順位1、順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件、順位1、順位2については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の4ページをお願い致します。議案第2号「農地法第4条申請」順位1について説明致します。申請人、〇〇〇〇さん、住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇です。申請農地、大字〇〇, 字〇〇〇, 地番〇〇〇〇番〇, 地目畑, 地積〇, 〇〇〇㎡です。転用目的は、農家住宅の建築です。申請理由、現在借家住まいで手狭なため申請地に住宅を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外、農振農用地外、第2種農地、その他の農地と考えます。棟数・面積等につきましては、居宅〇〇〇. 〇〇㎡, 倉庫〇〇. 〇〇㎡で、計〇〇〇. 〇〇㎡です。金融機関の残高証明書も提出されており現実性はあると思われます。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査員の2番牧瀬委員からの説明をお願いします。

(2番委員)はい、2番牧瀬です。議案第2号、農地法第4条申請、順位1について説明致します。この案件につきましては、先般6月8日午前10時40分より、会長、上妻委員、池山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん、立会いの下、現地調査を実施致しました。場所については、〇〇〇〇〇から〇〇を〇〇〇〇〇〇へ200m程行くと〇〇〇が右側にあります。その〇〇〇に入って直ぐ右側が申請地となります。申請人は、現在借家住まいをしています。手狭であり、申請地に自己の住宅を建築しようとするものです。申請地は、〇〇〇に面しています。北側・西側は第三者の宅地であり東側は道路があります。建設の際は、付近に被害がないよう十分に注意を払うという被害防除計画及び誓約書が添付されています。資金については、金融機関の残高証明書が添付されています。農家住宅の許可面積の1, 000㎡を超えていますが、土地の形状が悪く国道から見て奥の方は、周辺が大木に覆われ日当たりも悪く、また分筆しても残地が極小であり耕作には不向きであるので現状のまま利用したいという理由書が添付されています。現地での検討した結果、問題はないと思われます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

(議長)ご苦勞様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の5ページをお願い致します。議案第3号「農地法第5条申請」順位1について説明致します。譲受人、〇〇〇さん、住所、中種子町〇〇〇〇〇番地、譲渡人、〇〇〇〇〇さん、住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇です。申請農地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇〇㎡、同字、地番〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇〇㎡、計で〇〇〇㎡です。転用目的は、農家住宅の建築です。申請理由は、現在借家住まいで手狭なため、今般申請地を購入し住宅を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外、農振農用地外、第2種農地、その他の農地と考えます。棟数・面積等につきましては、居宅〇〇.〇〇㎡となっています。金融機関の融資証明書・残高証明書も提出されており実現性はありと思われれます。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査員10番中島委員からの説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番中島です。議案第3号、農地法第5条申請、順位1について説明致します。この案件につきましては、先般6月8日午前10時20分より、会長、中崎委員、増野推進委員、事務局、申請人の〇〇〇さん、立会いの下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、5ページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇にあります〇〇〇〇の直ぐ隣になります。申請人は、現在借家住まいをしています。申請地に自己の住宅を建築するものです。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇に面しており北側・東側は、譲渡人の農地であり、西側には第三者の農地です。町道から約1m超の高台に位置しています。譲渡人の農地との境にはブロックを積み境界をしっかりと行うということです。資金については、金融機関の融資証明書及び残高証明書が添付されています。工事の際は、土砂等の流出等がないよう十分に注意を行うという被害防除計画及び誓約書が添付されています。現地で検討した結果、支障はないと思われれます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願い致します。終わります。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可する

〇〇〇〇へ抜けるところに〇〇〇〇、〇〇を〇〇〇〇〇〇があります。その〇〇〇の左側の土地でございます。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であります、令和2年から耕地として利用せず現況は雑種地であり、この申請となりました。申請地には、申請人が営んでいる〇〇〇〇〇〇の〇〇〇が置かれ、また砂利等が敷かれていることから農地への再生は困難であると思われます。現地で検討した結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上です。

(議長) ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地証明願いについて」順位1から順位3は許可することに決定しました。

次に、日程第7、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の10ページをお願い致します。承認第1号、農用地利用集積等促進計画の一部変更について説明致します。令和8年6月30日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更につきましては、件数2件、筆数2筆、変更面積3,018㎡の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。契約年数については、10年の合意解約になります。詳細につきましては、資料の12ページ・13ページに添付してありますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。

次に、日程第8、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の14ページをお願い致します。承認第2号、農用地利用集積等促進計画及び配分計画について説明致します。令和8年6月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数2筆、面積11,322㎡、貸借権18件、筆数46筆、面積83,270㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の23ページから68ページに添付してあります。なお、今回の貸借権の18件、順位2から順位19につきましては、中間管理事業法

の集積一括方式による貸借期間5年10年で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。令和8年第35回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。